

第4編 特別訴訟手続き

第1章 上院議員または下院議員が起訴される場合の手続き

第750条 上院議員または下院議員を犯罪の理由により訴追する動機を認める（一人制裁判所）裁判官または（合議制）裁判所は、議会が開いている場合、所属する議会から対応する許可が得られるまで、その者に対する訴訟手続きを控える。

第751条 上院議員または下院議員が現行犯である場合は、前条で言及される許可なしに逮捕し、起訴することができる。ただし、逮捕または起訴は、その後24時間以内に対応する議会に知らされなければならない。

対応する議会には、起訴されていて、上院議員または下院議員に選出された者に対する係属中の訴訟についても通知される。

第752条 上院議員または下院議員が議会の休会中に訴追された場合、訴訟を審理する裁判官または裁判所は、対応する議会に直ちにその旨を知らせなければならない。

選出された上院議員または下院議員が議会の招集前に起訴された場合も同様である。

第753条 いずれにせよ、裁判所書記官は、訴訟手続きを、議会が開かれているかどうかにかかわらず、議会に通知される日から、訴訟はそのときの状態に留まって、対応する議会が適切であると考えられることを裁定するまで、中断する。

(本条の最終改訂。2009年)

第754条 上院または下院が要求された許可を拒否した場合、上院議員または下院議員に対する訴訟は却下される、しかし、他の被告人に対する訴訟は継続される。

第755条 許可は（議員に対する）逮捕許諾請求(suplicatorio)の形で要請され、検察官の意見および許可を求める私人の嘆願書を含めて、この請求状と共に、秘密の性質で、上院議員または下院議員に対して責を負わせる事案（記載）の公証謄本を送付する。

第756条 逮捕許諾請求は恩赦・司法省を通じて行われる。